

和傘彩る菊花展 2026 出店募集要項

開催概要	・ 日 時 令和8年10月23日(金)～11月15日(日) 9時～21時 ・ 開催場所 杉村公園芝生広場(橋本市御幸辻) ・ 主 催 橋本市民菊の会 ・ 内 容 和傘とコラボレーションした菊の大展覧会、ライトアップ ・ 参 考 昨年の開催期間中の来場者数 約5,000人 平日平均:約150人 休日平均:約220人
募集内容	・ 出 店 内 容 :クラフト/フード ・ 募 集 数 :1日あたり6店舗 ・ 出店可能日 :開催期間中10日以内 (雨天の場合、事務局と相談の上、出店日の変更を可能とします) ・ 区 画 :間口2m×奥行2m ・ 出店決定通知:10月上旬 メールにて通知 ・ 募集が上回った場合は橋本市民菊の会で抽選します。第一次優先として橋本市内の事業者を優先します。 ・ 出店位置は、橋本市民菊の会が決定します。(決定後の出店位置は変更となる場合があります。) ・ 出店決定後、必要書類(申込フォームに記載)を提出できる方に限ります。
出店エリア	 和傘彩る菊花展 出店案内図 凡例 - 和傘 - 和傘展示ブース - 菊展示ブース - トイレ 搬入は必ず第2駐車場からお願いします。 搬入後は、出店者駐車場へ車を移動してください。 出店スペース 出店者駐車場 至 杉村やすらぎ広場 至 第2駐車場
搬入・販売・搬出時間	・ 搬 入 9時～9時45分 ・ 販 売 10時～16時 ・ 搬 出 16時～17時
申込期間	令和8年9月7日(月)～9月30日(水)
出店資格	次に掲げる全てを満たす者であること。 ① プロ・アマチュアを問いません。 ② 出店者本人のオリジナル商品(手作り)で、こだわりを持って作られた物であること。仕入品の販売は禁止します。

	③ 制作者本人が販売にあたること。 ④ フード店は当該施設地域（橋本地域）で営業を許可する公的機関の発行する「営業許可証（露店）」または公的機関の発行する「営業許可証」を有すること。 ⑤ 出店期間において「営業許可証（露店）」または「営業許可証」の期限が有効であること。 ⑥ 次に掲げる者は出店できない。 ・ 未成年者 ・ 社会問題を起こしている業種又は者 ・ 市税を滞納している者 ・ 集団的または常習的に暴力不法行為を行う恐れがあると認められる者 ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者である者 ⑦ 前各号に掲げるもののほか、橋本市民菊の会が不適当と認める業種及び者 ⑧ 次に掲げる飲食物等は出店できない。 ・ 酒類は不可 ・ 公序良俗に反する商品又は法律で禁止されている商品、並びに不適切な商品、サービスを提供する者 ・ 第三者の著作権、財産権、プライバシー等の権利を侵害するおそれがあるもの ・ 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの ・ 前項に掲げるもののほか、橋本市民菊の会が不適切と判断した商品を出店するもの
出店料	1日1,760円 ※ 窓口持参または振込みによる先払いとなります。 ※ 振込先は、出店許可通知の際にお知らせします。 ※ 降雨、強風その他の気象状況により、商品の販売・展示、来場者への対応または出店設備の安全な設置・使用が困難であると主催者が判断した場合は、当該出店者の出店料を返金します。ただし、主催者が出店可能と判断した場合における出店者都合の辞退については、返金しません。
申込方法	WEB フォーム（下記ボタンまたは右記二次元コード参照）   ◀ 申込フォーム <u>申込時に必要なもの</u> ・ 当日従事予定の方全員の名簿（住所、氏名、生年月日） ・ 全員の本人確認書類が必要となりますのでご準備ください。
提出書類	【申請時提出書類】 <u>食品を販売する場合</u> ・ 現地で調理する場合：食品衛生法に基づく営業許可証（写し） ・ 現地で調理しない場合：食品衛生法に基づく営業許可証（露店）（写し） 【出店決定後提出書類】 ※出店決定後一週間以内に提出必要 ・ 生産物賠償責任保険（PL保険等）証券（写し） ・ 販売アイテムの写真

注意事項

- ・ 橋本市民菊の会が決定した出店位置に従うこと。
 - ・ 申請後の販売アイテムの変更はできません。
 - ・ 臭気（シンナー等）を伴う出店をご遠慮ください。
 - ・ 骨董、古着、仕入れ品、木材、生地 of 展示販売はできません。
 - ・ 販売終了後は、出店エリア付近のゴミを回収・処分し、原状回復すること。
 - ・ 火気を使用する場合は、業務用消火器（10 型）を準備し、防火対策すること。
 - ・ 台車の貸出はありません。
 - ・ 出店のテント、テーブル等の貸し出しはありませんので、各自で準備してください。
 - ・ 出店による事故や苦情等のトラブルは、出店者が迅速に対応すること。なお、発生したトラブル等については、その内容を速やかに橋本市民菊の会に報告すること。
 - ・ 出店者は、広場施設・第三者への損傷及び提供する飲食物の食中毒等による損害賠償等について責任を持って対処すること。
 - ・ 出店物の盗難、破損及び紛失について、主催者側は一切責任を負わない。
 - ・ 出店者は、主催者側が実施するアンケート（売上状況等）に協力すること。
 - ・ 橋本市民菊の会の運営方針に反する行為やトラブル等があった場合、許可を取り消す場合がある。
 - ・ 地震、警報発令時等、又は偶発的事象によるものである場合には、出店について指示することがある。
 - ・ 店の意匠や販売員の服装が広場の景観と著しく不調和でないこと。
 - ・ 公園内の道幅が狭いので、搬入搬出時の走行は公園利用者に十分注意し、速度を抑え安全に運転すること。
 - ・ 法令が定める申請・届出や資格者の設置は出店者の責任と負担で必ず実施すること。
 - ・ 食品等を扱う場合は、食品衛生法等の規定及び基準を守り、適正に販売すること。
 - ・ 食品等を扱う場合は、食中毒防止のため、衛生・安全等に対して万全の態勢を整えること。
 - ・ 食品等を扱う場合は、食品衛生責任者の氏名を、販売所等の見やすい場所に掲示すること。
 - ・ 食物アレルギーの対策として、アレルゲン食品の表示を行うこと。
 - ・ 拡声器等を利用した呼び込み、周りの迷惑になる大きさの BGM の使用は禁止する。
- ※ その他、定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令に定めるところによるもののほか、当橋本市民菊の会と出店者の協議の上処理するものとする。

お問い合わせ：橋本市民菊の会

事務局 橋本市経済推進部シティプロモーション課 山崎、中山

Tel : 0736-33-6106 Mail : chiikisn@city.hashimoto.lg.jp

